

公益社団法人仙南法人会
会費規程

制定：平成25年 4月 1日

改定：平成27年 5月28日

公益社団法人仙南法人会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人仙南法人会の定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、下記の会費（年間の会費額）を納入しなければならない。

【正会員】

| | | |
|-----------------------------|-------|----------|
| ① 資本金 100 万円以下の法人 | 年間会費額 | 6,000 円 |
| ② 資本金 100 万円超 400 万円以下の法人 | 年間会費額 | 8,400 円 |
| ③ 資本金 400 万円超 1000 万円以下の法人 | 年間会費額 | 12,000 円 |
| ④ 資本金 1000 万円超 3000 万円以下の法人 | 年間会費額 | 15,600 円 |
| ⑤ 資本金 3000 万円超 6000 万円以下の法人 | 年間会費額 | 20,400 円 |
| ⑥ 資本金 6000 万円超 9000 万円以下の法人 | 年間会費額 | 24,000 円 |
| ⑦ 資本金 9000 万円超の法人 | 年間会費額 | 30,000 円 |
| ⑧ 特別法人(農業協同組合) | 年間会費額 | 30,000 円 |

【賛助会員】

| | | |
|---------|-------|---------|
| ⑨ 支店法人 | 年間会費額 | 6,000 円 |
| ⑩ 同系列法人 | 年間会費額 | 6,000 円 |

(会費算定の資本金)

第3条 会費算定の資本金は、毎年4月1日とする。

(会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度、会費年額の全額を納付しなければならない。

会費の納期は、原則年1回とする。但し、すでに年2回払いとしている会員及び特段の事情により2回払いの申告があった会員については、年2回とし、上期（4月～9月）を4月末日まで、下期（10月～3月）は9月末日までに納入するものとする。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、以下により算定した金額とする。

【算定方法】

中途入会の会費＝年会費×[(12－※入会以降月数)÷12月]

※入会以降月数・入会月の翌月以降の残月数

2 前項の会費の納入は、この法人から入会の承認を受けた日から、30日以内とする。

(会費の免除)

第6条 理事会は、正会員及び賛助会員から、第2条の規定にかかわらず、免除すべき相当の事由があると認める免除申請があった場合において、会費の免除を議決することができる。

(会費の用途)

第7条 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

付則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人仙南法人会設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

【付帯決議】

公益社団法人仙南法人会への移行認定申請に際し、行政庁から条文並びに字句の挿入、削除等の指導があった場合の訂正等は、理事会に一任する。